

議案第90号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

全部改正される行政不服審査法に基づき、審査請求に係る書類の写しの交付が認められることとなるため、交付手数料について定めるもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(35) 略</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(35) 略</p> <p><u>(36) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項，第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付手数料 以下に定める額</u></p> <p><u>ア 複写機による複写（単色） 用紙（日本工業規格A3以下に限る。） 1枚につき 10円</u></p> <p><u>イ 複写機による複写（多色） 用紙（日本工業規格A3以下に限る。） 1枚につき 50円</u></p> <p><u>ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写（単色，多色を問わない。）によってしたならば，出力される用紙（日本工業規格A3以下に限る。）1枚につき 10円</u></p>	<p>追加</p>

<p>(36) その他の証明手数料 1件につき 350円</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 手数料は、納付の資力がないと認められるもの等については、認定により減免することができる。</p> <p>2 手数料は、次の各号の一に該当するものは、免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が特別の事由があると認めるもの</p>	<p>(37) その他の証明手数料 1件につき 350円</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 手数料は、納付の資力がないと認められるもの等については、認定により減免することができる。</p> <p>2 手数料は、次の各号の一に該当するものは、免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他<u>市長</u>（法令に減免の判断権者の定めがある場合は、<u>当該判断権者</u>）が特別の事由があると認めるもの</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
--	---	---------------------